

貸暗号資産ベーシックサービス約款 新旧対照表

2022年9月21日
GMOコイン株式会社

Page	新	旧
1 頁目	貸暗号資産 <u>ベーシック</u> サービス約款	貸暗号資産サービス約款
1 頁目	<p>第1条（本約款の適用）</p> <p>1 この約款（以下「本約款」といいます。）は、GMOコイン株式会社（以下「当社」といいます。）がおお客様との間で行う個別の貸暗号資産<u>ベーシック</u>サービスに関して、当社とおお客様との間において締結される個別契約に共通して適用されるものとします。</p>	<p>第1条（本約款の適用）</p> <p>1 この約款（以下「本約款」といいます。）は、GMOコイン株式会社（以下「当社」といいます。）がおお客様との間で行う個別の貸暗号資産取引に関して、当社とおお客様との間において締結される個別契約に共通して適用されるものとします。</p>
1 頁目	<p>第2条（定義）</p> <p>本約款における用語は、GMOコインサービス基本約款に定めるほか、以下の各号に定める意義を有するものとします。</p> <p>（1）対象暗号資産 貸暗号資産<u>ベーシック</u>サービスの対象となる暗号資産として、当社が指定する暗号資産をいいます。</p> <p>（2）貸暗号資産<u>ベーシック</u>サービス おお客様が、当社に暗号資産を貸し出し、当社がおお客様に対して、借り入れた対象暗号資産と同種、同等、同量の暗号資産を返還する消費貸借取引をいいます。</p> <p>（3）募集要項 個別の貸暗号資産<u>ベーシック</u>サービスにかかる条件を定めた要項をいいます。</p> <p>（4）個別契約 個別の貸暗号資産<u>ベーシック</u>サービスに関して、本約款及び募集要項並び</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>本約款における用語は、GMOコインサービス基本約款に定めるほか、以下の各号に定める意義を有するものとします。</p> <p>（1）対象暗号資産 貸暗号資産取引の対象となる暗号資産として、当社が指定する暗号資産をいいます。</p> <p>（2）貸暗号資産取引 おお客様が、当社に暗号資産を貸し出し、当社がおお客様に対して、借り入れた対象暗号資産と同種、同等、同量の暗号資産を返還する消費貸借取引をいいます。</p> <p>（3）募集要項 個別の貸暗号資産取引にかかる条件を定めた要項をいいます。</p> <p>（4）個別契約 個別の貸暗号資産取引に関して、本約款及び募集要項並びにお申し込み内容に基づいて当社とおお客様との間において締結される契約をいいます。</p>

貸暗号資産ベーシックサービス約款 新旧対照表

2022年9月21日
GMOコイン株式会社

Page	新	旧
	<p>にお申し込み内容に基づいて当社とおお客様との間において締結される契約をいいます。</p> <p>(省略)</p> <p>(11) 貸借料</p> <p>貸暗号資産ベーシックサービスに関して当社がおお客様に対して支払う貸暗号資産ベーシックサービスの対価で、下記の計算式によって計算されるものをいいます。なお、後落としによる片端及び1年を365日とした日割り計算として、除算は最後に行い、当社が定める最小取引単位未満は切り捨てます。なお、貸借料の計算は平年、うるう年に関係なく下記の計算式によって計算されます。</p> <p style="text-align: center;">【貸借料計算式】</p> $\text{貸借料} = (\text{貸借数量} \times \text{貸借期間 (日)} \times \text{貸借料率}) / 365$	<p>(省略)</p> <p>(11) 貸借料</p> <p>貸暗号資産取引に関して当社がおお客様に対して支払う貸暗号資産取引の対価で、下記の計算式によって計算されるものをいいます。なお、後落としによる片端及び1年を365日とした日割り計算として、除算は最後に行い、当社が定める最小取引単位未満は切り捨てます。なお、貸借料の計算は平年、うるう年に関係なく下記の計算式によって計算されます。</p> <p style="text-align: center;">【貸借料計算式】</p> $\text{貸借料} = (\text{貸借数量} \times \text{貸借期間 (日)} \times \text{貸借料率}) / 365$
2 頁目	<p>第3条 (自己責任の原則)</p> <p>お客様は、貸暗号資産ベーシックサービスに関し、本約款等及び当社ウェブサイト上の取引ルールを熟読し、貸暗号資産ベーシックサービスの仕組みやリスクを十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において貸暗号資産ベーシックサービスを行うものとします。</p>	<p>第3条 (自己責任の原則)</p> <p>お客様は、貸暗号資産取引に関し、本約款等及び当社ウェブサイト上の取引ルールを熟読し、貸暗号資産取引の仕組みやリスクを十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において貸暗号資産取引を行うものとします。</p>
3 頁目	<p>第4条 (申込み)</p> <p>6 当社は、以下の各号に定める事情が発生した場合は、既にされた申込みの取</p>	<p>第4条 (申込み)</p> <p>6 当社は、以下の各号に定める事情が発生した場合は、既にされた申込みの取</p>

貸暗号資産ベーシックサービス約款 新旧対照表

2022年9月21日
GMOコイン株式会社

Page	新	旧
	<p>消し、又は申込みの受付の全部又は一部の停止若しくは中止その他の合理的な措置を講じることがあります。本項に定める措置を講じたことによりお客様に生じる損害について当社は一切責任を負いません。</p> <p>(省略)</p> <p>(5) 前各号のほか当社が貸暗号資産ベーシックサービスを行うことが不適当であると判断した場合</p>	<p>消し、又は申込みの受付の全部又は一部の停止若しくは中止その他の合理的な措置を講じることがあります。本項に定める措置を講じたことによりお客様に生じる損害について当社は一切責任を負いません。</p> <p>(省略)</p> <p>(5) 前各号のほか当社が貸暗号資産取引を行うことが不適当であると判断した場合</p>
3 頁目	<p>第5条（貸暗号資産ベーシックサービスの実行及び返還）</p> <p>3 当社は、実行時点において、個別契約に定める貸借数量分の対象暗号資産をお客様口座から当社の口座に送付する方法により貸暗号資産ベーシックサービスを実行します。当該実行により、貸借期間が開始するものとします。なお、実行時点におけるお客様口座の対象暗号資産の残高が貸借数量に満たない場合は、貸暗号資産ベーシックサービスは実行されず、個別契約は自動的に解除されるものとします。</p>	<p>第5条（貸暗号資産取引の実行及び返還）</p> <p>3 当社は、実行時点において、個別契約に定める貸借数量分の対象暗号資産をお客様口座から当社の口座に送付する方法により貸暗号資産取引を実行します。当該実行により、貸借期間が開始するものとします。なお、実行時点におけるお客様口座の対象暗号資産の残高が貸借数量に満たない場合は、貸暗号資産取引は実行されず、個別契約は自動的に解除されるものとします。</p>
3 頁目	<p>第8条（同意事項）</p> <p>お客様は、貸暗号資産ベーシックサービスに関して、以下の各号に定める事項に同意するものとします。</p> <p>(1) 貸暗号資産ベーシックサービスは預金に類似する商品ではなく、また預金保険の対象にもならないこと。</p> <p>(2) 貸暗号資産ベーシックサービスに関して、当社が担保を差し入れないこと。</p> <p>(3) 貸暗号資産ベーシックサービスは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく暗号資産交換業に該</p>	<p>第8条（同意事項）</p> <p>お客様は、貸暗号資産取引に関して、以下の各号に定める事項に同意するものとします。</p> <p>(1) 貸暗号資産取引は預金に類似する商品ではなく、また預金保険の対象にもならないこと。</p> <p>(2) 貸暗号資産取引に関して、当社が担保を差し入れないこと。</p> <p>(3) 貸暗号資産取引は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく暗号資産交換業に該当するものでは</p>

貸暗号資産ベーシックサービス約款 新旧対照表

2022年9月21日
GMOコイン株式会社

Page	新	旧
	<p>当するものではなく、お客様が当社に対して貸し付ける暗号資産は、同法に基づく分別管理の対象とはならないこと。</p> <p>(省略)</p>	<p>なく、お客様が当社に対して貸し付ける暗号資産は、同法に基づく分別管理の対象とはならないこと。</p> <p>(省略)</p>
5 頁目	<p>第12条（債務不履行等による解除）</p> <p>1 当社は、お客様がGMOコインサービス基本約款第22条（取引の規制・解約等）第2項各号に定める事由に該当した場合は、事前の通知、催告等を要することなく、直ちに本約款等に基づく貸暗号資産ベーシックサービスを中止し、また個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>3 GMOコインサービス基本約款第22条（取引の規制・解約等）第2項乃至第4項、及び前条第2項（但し、解除日を決済日として取り扱います。）の各規定は、貸暗号資産ベーシックサービスに準用します。</p>	<p>第12条（債務不履行等による解除）</p> <p>1 当社は、お客様がGMOコインサービス基本約款第22条（取引の規制・解約等）第2項各号に定める事由に該当した場合は、事前の通知、催告等を要することなく、直ちに本約款等に基づく貸暗号資産取引を中止し、また個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>3 GMOコインサービス基本約款第22条（取引の規制・解約等）第2項乃至第4項、及び前条第2項（但し、解除日を決済日として取り扱います。）の各規定は、貸暗号資産取引に準用します。</p>
5 頁目	<p>附則</p> <p>(省略)</p> <p><u>2022年 9月21日 改定</u></p>	<p>附則</p> <p>(省略)</p> <p>(新設)</p>

以上